

写

# 答 申 書

令和4年2月3日

苫小牧市特別職議員報酬等審議会

令和4年2月3日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 様

苫小牧市特別職議員報酬等審議会  
会 長 北 條 康 夫

選挙長等の報酬額について（答申）

令和4年1月27日付け苫行監第23号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

## 答 申

選挙長等の報酬額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に掲げる額に設定することが妥当である。

なお、投票管理者及び投票立会人の報酬額について、職務に従事した時間の割合に応じて額を調整することは差し支えないものとする。

### 答申に至った経緯

選挙長等の報酬額について、苫小牧市長から諮問を受け、これまでの経緯や現状の課題、道内他都市との均衡などの観点に配慮しながら、報酬水準の妥当性について意見交換と慎重な審議を行いました。

この結果、選挙長等の報酬額については、同様の職務を行い、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に掲げる額を適用する多くの道内他都市と同等の水準に改めることが妥当であると認識に立ち、全委員の一致した意見をもって答申するものです。

なお、この結論に至った主な理由は、次のとおりです。

## 答 申 理 由

- (1) 選挙に係る職務内容はどの都市においても概ね同様であるものと推察され、均衡を図るべき道内の多くの都市が、選挙長等の報酬額について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に掲げる額を適用していること。
- (2) 選挙長等の報酬額は平成5年から引き続き適用されているものであり、現在に至っては、道内他都市との比較においても差異があることが明白であることから、近年の物価変動や公務員給与の改定等を踏まえ、参議院議員通常選挙のある年に定例改正が行われる国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に掲げる額に設定することが妥当と考えられること。
- (3) 近年、期日前投票所における投票が大幅に増加していることから、投票管理者及び投票立会人に係る職務の従事体制や報酬の支給方法について見直すべき時期にあると感じており、従事者の確保及び報酬支給額の公平性といった観点からも、職務に従事した時間の割合に応じた支給額に調整することは合理的な手法であり、柔軟な対応が可能となるものであること。

## 苫小牧市特別職議員報酬等審議会審議経過

### 第1回審議会

令和4年1月27日（木）午後1時00分

苫小牧市役所 9階第2委員会室

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 会議内容 | 1 委嘱状交付                        |
|      | 2 市長挨拶                         |
|      | 3 委員・事務局紹介                     |
|      | 4 会長・会長代理選出                    |
|      | 5 諮問（選挙長等の報酬額の改正について）          |
|      | 6 審議                           |
|      | 7 報告、資料説明（特別職、議員報酬、政務活動費等について） |
|      | 8 意見交換                         |

### 第2回審議会

令和4年2月3日（木）午前9時30分

苫小牧市役所 5階第1応接室

- |      |            |
|------|------------|
| 会議内容 | 1 市長へ答申書提出 |
|      | 2 市長へ意見書提出 |